

造船・舶用工業分野における事業者の受入れ動向について

- 造船・舶用工業分野において特定技能外国人材を受け入れる事業者については、当該事業者が造船・舶用工業分野の事業者に該当するかの確認を国土交通省海事局船舶産業課長が行い、確認通知書を交付することとなっている。（11月1日時点で71社に対して確認通知書を交付）
  
- なお、造船・舶用工業分野における特定技能1号在留外国人数については、9月末時点において7名となっている。